

津幡町公告第31号

地域計画の変更

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を次のように変更したので、同条第8号の規定に基づき、下記のとおり公告する。

併せて、同条第7項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理結果を次のとおり公告する。

令和8年6月12日

津幡町長 吉田 克也

1. 地域計画の変更区域
東荒屋地区
2. 意見書の要旨及び当該意見書の処理結果
意見書の提出なし